

1 目的

消防設備がいかなる時にも機能を有効に発揮できるよう適正な維持管理を行うため。

2 業務場所

前橋市総合福祉会館（前橋市日吉町二丁目 17 番地 10）

3 委託内容

(1) 一般事項

- ア 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
- イ 他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該点検実施者等と十分協議して点検を行う。
- ウ 点検を行うに当たっては、関係者と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- エ 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより、必ず元の状態に復元しておく。
- オ 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく昭和 50 年消防庁告示第 3 号、第 14 号の点検基準による。
- エ 点検を実施した全ての機器・器具には、必ず、社団法人群馬県消防設備協会が発行する「点検済証（消防設備等保守業者賠償責任保険加入済証）」に点検年月日等、必要な事項を記載の上、貼り付けること。

(2) 点検の種別・内容

点検の種別と内容は、次のとおりとする。

ア 外観及び機能点検

- (ア) 消防設備等の機器の適性な配置、変形損傷の有無を主とした外観から消防用設備等の設備状況が判断できる事項について、消防用設備等の種類に応じて定められた点検基準に従って点検を行う。
- (イ) 消防用設備等に付置される非常電源（自家用発電設備に限る。）、又は動力消防ポンプの正常な作動を消防用設備等の種類に応じて定められた点検基準に従って確認する。
- (ウ) 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧、送水装置、配管等の機器の適性な配置、損傷、漏水等の有無を主として外観から判別できる事項を消防用設備等の種類に応じて定められた点検基準に従って確認する。
- (エ) 消防用設備等の機器の機能について外観から、又は、簡易な操作により判別できる事項を消防用設備等の種類に応じて定められた点検基準に従って確認する。

イ 総合点検

消防設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は、当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じて定め

られた点検基準に従って確認する。

ウ 防火対象物定期点検

防火対象物の火災の予防に関し、専門的知識を有する防火対象物点検資格者が、防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について点検を行う。

(3) 点検する装置・機器名称

点検する装置と機器名称は、以下のとおりとする。なお、消防設備内訳明細は、別紙のとおりとする。

ア 消火器

イ スプリンクラー消火設備

ウ 粉末消火設備

エ 自動火災報知設備

オ 防火防排煙設備

カ ガス漏れ警報設備

キ 非常用放送設備

ク 誘導灯及び誘導標識

ケ 避難設備

コ 非常通報装置

4 提出書類等

- (1) 受託者は、点検業務を遂行するに当たり、作業工程表を委託者に提出し、承認を得ること。
- (2) 受託者は点検実施後、速やかに法令で定めた点検結果報告書、業務完了届、修理をすることをまとめた総括表を委託者に提出すること。
- (3) 本業務に基づく諸官庁への点検結果の報告については、委託者の承認を得た上で受託者が行う。

5 その他

- (1) 会館で実施する法定防火訓練への立ち会いを行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議の上、履行すること。

消防設備内訳明細書

区 分		数 量
消火器	粉末消火器	5 9 本
スプリンクラー消火設備	加圧送水装置 起動装置 ヘッド 操作盤 流水検知装置 呼水装置 送水口 圧力スイッチ 一斉開放弁 補助散水栓 操作盤 放水型スプリンクラーヘッド 連動試験	1 式 1 式 8 7 6 個 1 台 6 台 1 台 2 基 6 台 1 台 1 9 台 2 台 1 台 1 式
粉末消火設備	消火剤貯蔵タンク（作部含む） 加圧用ガス容器 薬剤	4 台 4 本 4 本
自動火災報知設備	受信機 G R - 2 2 型 2 5 5 回線 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 中継器 R 型 発信器 表示灯 消火栓起動装置 煙感知器アナログ 熱感知機アナログ	1 台 9 6 個 3 1 個 9 1 個 8 個 1 8 個 2 0 個 1 台 4 7 個 2 個
防火防排煙設備	連動制御器 連動操作盤（自動・手動） 防火扉 非常扉 中継器（補助リレー） 防火・防煙シャッター（煙連動付ヒューズ無） 防排煙ダンパー（自動開錠リミット付き）	1 面 6 台 2 2 台 1 4 個 1 0 個
ガス漏れ警報設備	ガス漏れ検知器	4 個
非常用放送設備	増幅器操作部 増幅器出力 増幅器操作部	3 6 0 W — 1 台

	スピーカー回線 遠隔操作 スピーカー回線スピーカー スピーカー回線音量調整器	1 台 — 1 6 4 個 4 4 個
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	1 3 1 灯
避難器具	すべり台	2 台
非常通報装置	非常通報装置	1 台
	専用電話機	1 台